

健生食輸発0330第2号
令和8年3月30日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産トウジンビエのアフラトキシン及びワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘のメタミドホス並びにパキスタン産チリペッパー及びレッドペッパーのアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和8年3月26日付け健生食輸発0326第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産トウジンビエ並びにパキスタン産チリペッパー及びレッドペッパーのアフラトキシンについて検査命令を解除したことから、令和7年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘のモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・インド産トウジンビエ(学名: *Pennisetum glaucum*) (粉を含む。)のアフラトキシン
- ・インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘及びその加工品(簡易な加工に限る。)のメタミドホス
- ・パキスタン産チリペッパー及びレッドペッパーのアフラトキシン

2. 別表第3への追加

- ・インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘及びその加工品(簡易な加工に限る。)のメタミドホス(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「JPKRISHNA EXPORTS PRIVATE LIMITED」であるものに限る。)